

投資事業評価調書（新規）

部 局 課 室 名	健康福祉部少子高齢局児童課	記 入 者 職 氏 名	課長 中西 史宏 こども安全官 青木 健司 (児童福祉班長 水川 晃子)
--------------	---------------	----------------	--

1 事業の概要

事業名	川西こども家庭センター一時保護所整備事業	総事業費 (概算)	約17億円
		令和3年度当初 予算計上額	222百万円

所在地	川西市火打1丁目22-8
事業目的	<p>1 整備事業の目的</p> <p>一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、また、虐待を受けた子どもの最善の利益を守るために行われるものである。</p> <p>一時保護所での生活体験は、その後の子どもの処遇に大きな影響を与え、ひいてはその後の人生に大きな影響を与える。子どもの明るく輝く未来を実現するため、『子どもの最善の利益を実現する一時保護所』を整備する必要があると考えている。しかし、本県では、児童人口に占める一時保護所定員が極端に少なく、平成30年4月の全国の一時保護所を設置する自治体（69自治体）で下から2番目であり、児童養護施設への一時保護委託が全国トップで同施設の運営を圧迫している。特に児童虐待相談、一時保護が増加している阪神間において一時保護所の整備を推進することが急務であることから整備を行う。</p> <p>2 背景</p> <p>(1) 現状（県所管の一時保護所）</p> <p>中央こども家庭センター一時保護所（定員：54名） ※1か所のみ</p> <p>(2) 兵庫県社会的養育推進計画と一時保護改革</p> <p>国は、平成28年児童福祉法改正（子どもが権利主体であることを明確化、児童虐待発生時の迅速・的確な対応等）を受けて、平成29年8月2日に「新しい社会的養育ビジョン」を示し、児童相談所・一時保護所、里親制度、子どもの家庭養育優先の原則の徹底等の改革に最大限のスピードで着手し、都道府県計画を策定するよう求めた。</p> <p>県は、学識者、児童関係団体、児童福祉施設団体等から構成する兵庫県社会的養育推進計画改定作業部会を設置し、令和2年3月に「兵庫県社会的養育推進計画」を策定した。</p> <p>この計画の「一時保護改革に向けた取組」の中で、一時保護所のあり方検討会を設置し、一時保護所の規模、機能、居住環境、個々の児童の能力に応じた学習権の保障等について検討することを明記した。</p> <p>令和2年度に社会福祉審議会児童福祉専門分科会一時保護所のあり方検討部会を設置し、「一時保護所の複数箇所の設置」、「児童の最善の利益を考慮した設計、設備」、「個別的な支援のあり方（個室化）」、「子どもの学習保障」、「子どもの権利擁護」等について提言を受けた。</p>

【一時保護所のあり方検討部会の結果】

○課題

- ・一時保護施設は常に満室状態で、一時保護委託件数が急増
- ・新型コロナウイルス等の感染症や増加する天災等を考慮すると、1カ所集中型では不安
- ・中央こども家庭センター以外のこども家庭センターから、一時保護所への児童の移送、在所中児童との面接等、遠距離を移動する職員の負担が増加
- ・施設に一時保護委託することによる、子どもの心身負担の増大

○部会からの意見

一時保護所の複数箇所設置～1カ所集中から複数分散へ～

- ◆ 県を東部・中央部・西部に分割し、各エリアに1カ所ずつ設置することを検討
- ◆ 児童虐待件数の多い阪神間を有する東部エリアに先行して新設整備
- ◆ 中央部エリアについては、老朽化する現在の一時保護所を建替または移設整備
- ◆ 西部エリアについては、今後の状況を踏まえ検討

(3) 児童虐待相談の増加と一時保護の増加

東京都目黒区や千葉県野田市の女児の虐待死亡事案など痛ましい事件が後を絶たない。

全国的には、平成27年度の虐待対応件数103,286件から令和元年度（速報値）193,780件と増加の一途である。兵庫県では、平成27年度から令和元年度の間、虐待対応相談件数は、2,398件から5,291件（2.21倍）、同じく同期間で、一時保護件数（警察を除く一時保護委託を含む）は、781件から1,528件（1.96倍）と大幅に増加している。

(4) 今後の一時保護の見込み

一時保護数は、前述の(2)により虐待相談件数と連動する。虐待相談件数は、昨今、著しい増加傾向が見られるが、厚労省、各自治体とも統計的な手法等で今後の推計を算出していない。理由としては、増減要因が複雑に絡み合い（同じ要因であっても、増加要因も減少要因にも繋がる場合もある）、推計が困難であること、児童虐待という負の項目につき、推計することが行政にはなじまないためである（本来、児童虐待件数は当然ながら0が望ましい）。また、学識者の論文等でも、虐待相談件数、一時保護数の見込みを理論的に書いているものは見当たらない。

虐待相談件数及び一時保護数の増減要因は、次のような項目があげられる。

（増加要因）

- ① 虐待通告意識の高まりと虐待対応ホットライン189の認知度の拡大
- ② 発達障害児の増加による受容できない親からの虐待増加
- ③ 幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要の高まりによる保育所等における安全確認の結果としての通告数の増加

（減少要因）

- ① 出生数の減少（新型コロナの不安増大でR2妊娠届大幅減による出生数の更なる減少が予想されている。）
- ② 関係機関（市町・警察等）との連携強化や、こども家庭センター新規設置（加東、尼崎）や児童福祉司の増員（令和4年度より現在の人口4万人に1人から3万人に1人に配置標準変更）等による虐待の未然防止の効果による減少（例：市町共通のリスクアセスメントシートの活用、現職警察官のこども家庭センターへの配置など）
- ③ 子育て支援サービスの充実により、子育て中の親の地域での孤立防止を図ることによる虐待減少

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染拡大の折、家庭環境や子どもの特性がわからず、新型コロナ感染症に罹患している可能性のある一時保護委託は、施設内感染のリスクもあることから、看護師が常駐する一時保護所でゾーニングして対応するべきである。

3 対応方針

(1) 一時保護所の新設

- ・県内でも特に児童虐待相談件数、一時保護件数が多い阪神間に、一時保護所を整備（R5年度中開設）
- ・整備にあたっては、子どもが安心して健康的な生活を送ることができる構造・設備を備えるほか、個室化する等、子どもの最善の利益を実現
- ・中央部エリアは、老朽化する現在の一時保護所（中央こども家庭センターに併設）の建替または移設整備を検討
- ・西部エリアでの一時保護所整備は、今後の動向等を見極めつつ検討

(2) 一時保護所の定員設定の考え方

県の一時保護所の適正定員については、直近の一時保護の状況が今後しばらく横ばいで推移すると考えている。令和元年度の一時保護数（一時保護所＋警察・乳児院除く施設への委託含む）は、1,399人であり、これを基に試算すると、 $1,399人 \times 26日$ （令和元年度県平均31日から、行動診断に要する日数を一時保護所のあり方検討部会の提言2週間（現行19日）に短縮。） $\div 365日 = 100人$

よって、県の一時保護所の適正定員を100人とし、中央こども家庭センター一時保護所の定員54人を減じた46人を阪神間に設置する一時保護所の定員とする。

【参考①：一時保護所の役割】

- (1) 一時保護所は、都道府県、政令市、児童相談所設置中核市が設置する子どものための施設であり、児童福祉法第12条の4に規定されている。
- (2) 一時保護は、こども家庭センターが行う相談援助活動の中で子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める。
- (3) 一時保護期間は、子ども自身が自分や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する期間であり、環境を整え、今後の援助方針に子ども自身が主体的に参画し、自己決定できるよう支援を行うことが必要である。
- (4) 子どもにとっては、養育環境の大きな変化により、精神的にも大きな不安・負担を伴うため、子どもの精神状態を十分に把握し、心身の安定を図り、安心感を持って生活できるよう支援する。
- (5) 一時保護所に入所する子どもは、年齢や保護に至る背景（虐待・障害・非行等）が様々であり、自己肯定感が低く、発達障害やPTSDを抱えているなど個別支援が必要な児童が少なくなく、十分な配慮が必要である。
- (6) 一時保護所での暮らしは、短い場合は、数日の場合もあるが、2、3か月に及ぶこともあり、その平均在所日数は、R元年度実績で約31日である。そこでの生活は、その後の子どもたちの人生に大きな影響を与えるものであり、集団生活での一定のルールは必要であるが、子どもの人権を尊重し、意見を表明する場を設けるなどの権利擁護、個々の特性に応じたきめ細やかな支援、学習権の保障等が求められている。

【参考②：一時保護委託の課題】

緊急の一時保護は、こども家庭センターの閉庁日（土日祝）や夜間に発生することが多く、現状、唯一の一時保護所は常に満床であるため、児童養護施設や自立援助ホームなどの施設に一時保護委託を依頼している（3歳未満の乳児は、従前から、一時保護所で受け入れできないため、乳児院に委託している）。児童養護施設は、宿直体制の中、仮眠もできず、夜間の緊急一時保護委託を受けていただいております、過重な負担を強いている状況である。

要保護児童の処遇は、県の一時保護所で子どもの行動観察を行った上、こども家庭センターの行う社会診断、心理診断、医学診断と併せ、援助方針を決定し、家庭復帰、里親委託、施設入所等の支援を行うものであり、児童養護施設団体からは、「原則、県の一時保護所で受け入れてもらいたい。」との要望を受けている。また、一時保護委託を行う施設等から、その後、一時保護所に移動するなど、度重なる環境変化により、一時保護期間が延び

ることで、子どもの不安感やストレス、不満が高まり、精神的に不安定になる子どももいる。さらに、他児との関係において問題行動が発生する、学習への意欲を失い、家庭に戻った後でも、学校の授業についていけない、不登校気味になるなど、一時保護期間の長期化の弊害は大きく、子どもの不利益に繋がっている。

事業内容

1 整備概要

(1) 整備場所

旧川西こども家庭センター（川西市火打）

＜選定理由＞

- ・子どもの一時保護所への移送や一時保護中の子どもとの面接のための職員の移動を考慮すると、こども家庭センターに近いことが望ましいが、現在の川西こども家庭センター（キセラ川西プラザ）とは、徒歩5分と近接している。
- ・阪神間において、県有地だけでなく市有地等も含め整備場所を検討したが、他に適地がなかった。

(2) 敷地面積

2,781㎡（延床面積：約3,200㎡） [容積率200%、建ぺい率60%]

(3) 施設構造

RC3階建

(4) 整備内容

区 分	内 容
定 員	46名（男児学齢児20人、女児学齢児20人、幼児6人）
仕 様	幼児居室、居室（男子学齢児、女子学齢児）、特別室、図書室、視聴覚室、会議室、事務室、面接室、医務室、医学診断室、プレイルーム、体育館、学習室、浴室、ユニットバス、交流エリア、倉庫、リネン室、厨房、食堂、職員宿直室 等

※ 現況の建物(S56.6.15竣工、建物面積1,199.43㎡)は、R3.6月で築40年を迎える。新耐震基準を満たしていないこと、元は保健所だった建物を児童相談機関として改修しており、子どもの365日24時間の生活の場としての施設と比較し、建築面積で約2,000㎡不足していること、給排水管等必要となる設備が多たであること等から改修は困難であり、新築整備が必要である。

2 子どもの最善の利益を実現する一時保護所を整備

(主な項目)

(1) 全居室を個室化（幼児は除く）

落ち着いた一人の時間が必要（現在の一時保護所は、3人の相部屋が基本）

数部屋は、きょうだいや一人での生活が苦手な子どものため用に個室間の仕切り壁を取り払うと一体となる居室を配置

(2) 障害特性があるなど特別な配慮が必要な子ども用の個室をレイアウト

(3) ユニットバスの設置

集団で利用する浴室以外に、性的虐待を受けた子ども等に配慮した個浴用

(4) 個別学習室の設置

一時保護所に入所している間は通学できず、プリント学習を行うものの個々の学習進度に応じたきめ細かい学習指導ができていない。学習意欲を上げる工夫をしながら中3生、高3生の受験に備える。

(5) 図書室と視聴覚室の配置

(6) 十分な廊下幅と憩える交流スペースの配置

(7) 2階と3階の吹き抜けの体育館

特別の高規格、仕様であることよりも、子どもが家庭的雰囲気の中で、落ち着いて生活することができるための工夫を行う（例：落ち着ける居室の壁紙、開放感にあふれた廊下等のオープンスペース、個室化を基本としながら、きょうだい等が同室となることのできる可動式間仕切り仕様とした部屋を一定数配置等）。

建物、設備に加え、教育委員会・学校とタイアップした学習教材への工夫、個別ケアの方法のルール化や権利擁護に係る子どもの意見表明の方法の設定、監護業務を担う職員の資質向上に向けた研修の充実等も重要である。

3 事業費
約17億円

区 分	事業費 (千円)
解体撤去費(アスベスト対策含む)	154,891
旧川西土壌汚染状況調査	2,891
基本設計・実施設計	64,000
建設工事	1,450,000
合 計	1,671,782

事業スケジュール

- 1 令和3年度に、旧川西こども家庭センター解体撤去、整備する土地の土壌汚染状況調査（近接エリアで自然由来の土壌汚染が発見されたため実施）、基本設計・実施設計を行う。
- 2 令和4年度～5年度に新築工事
- 3 令和5年度供用開始

※ 本事業の関連として、令和3年度に、本事業の整備コンセプト、子どもの最善の利益を実現する建物・設備をモデルとして、中央こども家庭センター一時保護所に係る基本構想・基本計画（女性家庭センターとの連携含む）を策定する。

区 分	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
解体撤去工事、土壌改良工事 (---->)	■■■■■■■■■■	----->		
基本設計・実施設計	■■■■■■■■■■			
建設工事			■■■■■■■■■■	
一時保護所開設 (R5年度)				■■■■■■■■■■

2 基準に基づく評価

項目	説明																																																						
<p>必要性</p>	<p>1 急増する虐待、一時保護</p> <p>児童虐待の件数は、全国的に増加しており、本県においても令和元年度、県内（神戸市・明石市を含む）のこども家庭センター児童虐待相談件数は8,308件、平成27年度の3,281件と比較して約2.5倍と急増している。</p> <p>一時保護は、その目的として、①緊急保護、②行動観察、③短期入所指導がある。児童の安全の迅速な確保、適切な保護を行い、児童の心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、また、虐待を受けた児童等の最善の利益を図るために行われる。</p> <p>令和元年度の一時保護児童数は1,528人（一時保護委託含む）で、平成27年度781人と比較して1.96倍となっている。</p> <p>本県の一時保護所は、県内4か所のこども家庭センターに併設していた一時保護所を、一時保護児童の減少（H元年度336人→H4年度258人）に伴い、一定規模の子ども集団の中で行動観察が必要であること（少人数では困難）、監護業務を担う専門職員の資質向上のための研修等を集中的に行うことができ、高度な支援体制が確立できることから、平成5年度に、中央こども家庭センターに統合した。その後、平成15年に増築（定員27人→40人）したものの、近年、満床状態にあり、急増する児童虐待に係る一時保護に対応することが難しくなっている。</p> <div data-bbox="308 846 1056 1339" style="text-align: center;"> <p>こども家庭センターにおける虐待相談受付件数年次推移</p> <table border="1" style="display: none;"> <caption>こども家庭センターにおける虐待相談受付件数年次推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>兵庫県こども家庭センター</th> <th>神戸市こども家庭センター</th> <th>明石市こどもセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>2,800</td> <td>400</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>3,000</td> <td>500</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>3,500</td> <td>600</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>4,500</td> <td>700</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>5,500</td> <td>800</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>このため、県内の児童養護施設や里親への一時保護委託件数が急増しているが、一時保護委託では、児童の行動観察に必要な職員や機器が配置されていない。</p> <p>その一時保護委託も、令和元年度は1,119人と平成27年度の350人から急増（3.2倍）しており、円滑な一時保護を実施するためには、新たな一時保護所が必要である。</p> <p>一時保護数状況（一時保護所、平均在所日数、一時保護委託）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #4F81BD; color: white;"> <th>区分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">一時保護所入所児童数</td> <td>431人</td> <td>446人</td> <td>445人</td> <td>397人</td> <td>409人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">平均在所日数</td> <td>24.6日</td> <td>25.4日</td> <td>27.8日</td> <td>31.0日</td> <td>31.1日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">一時保護委託数(警察除く)</td> <td>350人</td> <td>466人</td> <td>637人</td> <td>780人</td> <td>1,119人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">上記のうち児童養護施設</td> <td>184人</td> <td>221人</td> <td>345人</td> <td>392人</td> <td>483人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第三者評価</p> <p>令和元年度、中央こども家庭センター一時保護所を対象に県では第三者評価を実施した。行動観察などの方法等については、優れた評価を得る項目もあったが、浴室や居室の壁などの老朽化や家庭的な環境の整備ができていないとの指摘を受けている。</p>	年度	兵庫県こども家庭センター	神戸市こども家庭センター	明石市こどもセンター	H27	2,800	400	100	H28	3,000	500	100	H29	3,500	600	100	H30	4,500	700	100	R元	5,500	800	100	区分	H27	H28	H29	H30	R元	一時保護所入所児童数	431人	446人	445人	397人	409人	平均在所日数	24.6日	25.4日	27.8日	31.0日	31.1日	一時保護委託数(警察除く)	350人	466人	637人	780人	1,119人	上記のうち児童養護施設	184人	221人	345人	392人	483人
年度	兵庫県こども家庭センター	神戸市こども家庭センター	明石市こどもセンター																																																				
H27	2,800	400	100																																																				
H28	3,000	500	100																																																				
H29	3,500	600	100																																																				
H30	4,500	700	100																																																				
R元	5,500	800	100																																																				
区分	H27	H28	H29	H30	R元																																																		
一時保護所入所児童数	431人	446人	445人	397人	409人																																																		
平均在所日数	24.6日	25.4日	27.8日	31.0日	31.1日																																																		
一時保護委託数(警察除く)	350人	466人	637人	780人	1,119人																																																		
上記のうち児童養護施設	184人	221人	345人	392人	483人																																																		

	<p>3 複数設置</p> <p>県内には5か所（R3.4～尼崎、加東のこども家庭センターの開設により7か所）のこども家庭センターがあり、一時保護の必要が生じた場合、中央こども家庭センター以外のこども家庭センターから一時保護所への子どもの移送や処遇決定に必要な一時保護中の子どもとの面接等、遠距離を移動する職員の負担がある。</p> <p>職員の負担軽減を図るには、一時保護所を複数設置して、移動距離及び時間の短縮を図る必要がある。</p> <p>また、新型コロナウイルスなどの感染症対策として、ひとつの一時保護所に感染者が発生した場合にも、もう一つの一時保護所が機能することで、最低限の一時保護機能を維持することができることなど、感染リスクの回避のためには、一時保護所の複数設置が必要である。</p> <p>特に、児童虐待相談件数、一時保護件数が多い（令和元年度 県一時保護所での一時保護児童数 409 人のうち、阪神間を所管する西宮（112 人）及び川西（87 人）こども家庭センターでの計 199 人となり 48.7%を占めている）阪神間に設置する必要がある。</p> <p>4 家族再統合または社会的養育に向けた援助方針の早期決定</p> <p>一時保護所に入所した子どもは、その後、一時保護所において行動診断等を行い、こども家庭センターと連携の上、その後の支援内容（援助方針）を決定する。保護者が施設入所や里親委託に同意しない、子どもの特性に合った施設の入所待ち等の理由により、一時保護所の在所期間が長くなる場合がある。また、家庭復帰の方向で調整していても保護者の理解が得られない場合もある。現在、一時保護所での在所期間そのものも長期化する傾向（H27 年度平均 24.6 日→R 元年度平均 31.1 日）にあるため、直接、子どもは一時保護所に入所させたいが、一時保護所を退所する子どもの数を上回る数の子どもが、新たに施設に一時保護委託されるため、施設から一時保護所への入所（移動）待ちの子どもが、日々約 40 人いる事態に陥っている。そのため、一時保護委託そのもの日数も R 元年度で平均 20.9 日となっており、負のスパイラル状態となっている。そのため、通常の施設入所中の子どもが、不適応等を起こした場合等に、一時保護所でレスパイトさせてほしい、再アセスメントをお願いしたいといった施設からの要望にも十分応えられていない状況であり、早急な一時保護所の整備が必要である。</p>
<p>有効性・効率性</p>	<p>1 児童の最善の利益確保</p> <p>平成 28 年の改正児童福祉法において、すべての子どもが権利の主体であることが明確に定められた。さらに、家庭養育優先を原則として「兵庫県社会的養育推進計画」を令和 2 年 3 月に策定し、児童の最善の利益を実現するための施策を実施することになった。</p> <p>一時保護所においても、児童の最善の利益を考慮した、設計、設備を備えることとしており、採光、通風、色彩、デザイン等に配慮している。また、居室については個室化を図るとともに、浴室にはユニットバスを設置し、特別な配慮を必要とする障害を抱えた児童や L G B T へ対応する。</p> <p>さらに、個々の児童の能力に応じた学習の保障を図るため、一時保護中のため学校に通学できない児童が自己学習できるよう学習室を充実するほか、I C T 機器を導入する。</p> <p>2 リスク回避</p> <p>新型コロナウイルス等の感染症対策、地震、津波等の災害のリスクを回避するため、現在の 1 か所しかない一時保護所を複数設置する。</p> <p>現在の中央こども家庭センター（明石市）に附設する一時保護所 1 か所では、新型コロナウイルス感染症に親が罹患し、入院、子どもは陰性の場合、監護する親族がいなければ、県こども家庭センターが一時保護することとなる。しかし、現在の一時保護所はゾーニングできる設計になっていないため、子どもが疑陰性だった場合、施設内でクラスターが発生する可能性がある。</p> <p>一時保護所を複数設置すれば、感染症の拡大次第で、1 か所の一時保護所を感染症対策用の施設として運営することが可能である。また、大災害が発生した場合、被害を受けた一時保護所の子どもを別の一時保護所で受け入れることも可能である。</p>

	<p>3 子どもの負担軽減（阪神間での設置）</p> <p>日本海から瀬戸内海に面する広大な県土を所管するため、子どもが長時間の移送に耐えないといけない。注意欠陥多動性障害（ADHD）や自閉症の子どももいるため、子どもの負担を軽減するためにも、受け入れてくれる児童養護施設等を広範囲に探して、委託する状況を解消しなければならない。そのためにも現在の一時保護所1か所体制から複数設置、特に児童人口が多く、児童虐待件数の多い阪神間に設置することで、児童虐待による一時保護を迅速に対応することができる。（令和元年度 県一時保護所での一時保護児童数 409 人のうち、阪神間を所管する西宮（112人）及び川西（87人）こども家庭センターでの計 199 人となり 48.7%を占めている）</p>
<p>環境適合性</p>	<p>1 建物の環境への配慮</p> <p>一時保護所は、居室や面会室、食堂などを木質化して、木のぬくもりが感じられる落ち着いた雰囲気を持ち、デザインや色調も周辺の景観に配慮した建物とする。</p> <p>また、屋上緑化や太陽光パネルを設置し、敷地内にグラスパーキング、植栽を配置するなど環境に配慮した施設とする。</p>
<p>優先性</p>	<p>1 急増する虐待、一時保護</p> <p>令和元年度、県内のこども家庭センター児童虐待相談件数は 8,308 件（神戸市・明石市を含む）であり、平成 27 年度の 3,281 件と比較して約 2.5 倍と急増している。</p> <p>併せて一時保護も増加しているが、中央こども家庭センターの一時保護の受け入れ人数が 40 人（令和元年度から 54 人）と限られた人数であるため、児童養護施設や里親への一時保護委託が急増している（令和元年度は 1,119 人と平成 27 年度の 350 人と比較し約 3.2 倍の増加）。</p> <p>子どもの行動観察を行うことができない一時保護委託の増加により、一時保護（委託施設＋一時保護所）に要する期間が長期化しており、令和元年度の平均で、52 日（委託 20.9 日＋一時保護所 31.1 日）となっている。</p> <p>1 か月半以上もの間、外部と遮断された閉鎖的な空間で伸び盛りの子どもが生活している現状を一刻も早く解消することが求められている。</p> <p>特に、児童虐待相談件数、一時保護件数が多い（令和元年度 県一時保護所での一時保護児童数 409 人のうち、阪神間を所管する西宮（112 人）及び川西（87 人）こども家庭センターでの計 199 人となり 48.7%を占めている）阪神間を優先する必要がある。</p> <p>2 児童の学習権の保障</p> <p>上記 1 で記載した一時保護所での在所日数が長期化している状況は、学齢児童にとって、学校に登校できない期間が長期化している厳しい現実を示している。</p> <p>一時保護所において、学習指導を実施しているとはいえ、学校に登校して学習することに勝るものはない。</p> <p>一時保護所を新たに設置し、一時保護期間の短縮を図り、児童が 1 日でも早く登校することにより、学習する権利を保障する必要がある。</p>